

第2期指針の取組結果と課題

第2期指針では、「被保険者の健康の保持・増進」、「医療費の適正給付」、「財源の確保」の3項目を推進して、保険者機能を強化し、もって国民健康保険の安定的な運営を目指すこととした。

第2期指針の対象期間(平成30年度～令和5年度)の具体的な取組結果と結果を踏まえた課題については、以下のとおりである。

(1)被保険者の健康の保持・増進

「多摩市国民健康保険特定健康診査等実施計画」並びに「多摩市国民健康保険データヘルス計画」を策定し、主に生活習慣に起因する疾患の予防や重症化の予防といった観点で各種保健事業を行い、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、医療費の適正化に取り組んだ。

ア 特定健康診査・特定保健指導の実施

●特定健康診査受診率(法定報告値)

単位：％

年度	全国平均	東京都平均	23区平均	26市平均	多摩市
平30	39.3	44.7	42.5	49.4	48.9
令元	39.6	44.2	41.7	49.2	54.2
令2	34.9	40.8	38.9	44.7	47.4
令3	37.6	42.9	40.9	47.0	48.5
令4	38.6	43.1	40.9	47.4	48.8
令5	*	*	*	*	*

※多摩市国民健康保険データヘルス計画及び厚生労働省データより作成

*令和5年度は、令和6年11月に厚生労働省より発表

【結果】

- 令和元年度から、対象者の特性にあわせた勧奨通知を送付している
- 令和3年度から、職場等での健診結果を提供することで、謝礼を贈呈する事業を開始した
- 令和2年度に新型コロナウイルスの影響で受診率が低下した

【課題】

- 国の目標値である60%には届いていない。
- 年齢が上がるほど受診率が高い。受診率が低い層の受診率を上げていくことが課題である。

●特定保健指導終了率(法定報告値)

単位: %

年度	全国平均	東京都平均	23区平均	26市平均	多摩市
平30	29.1	15.3	14.3	17.0	9.9
令元	29.1	13.9	12.9	15.6	12.4
令2	27.9	14.2	13.5	15.4	12.4
令3	27.7	13.8	13.3	14.7	16.1
令4	28.3	13.7	12.6	15.6	16.1
令5	*	*	*	*	*

※多摩市国民健康保険データヘルス計画及び厚生労働省データより作成

*令和5年度は、令和6年11月に厚生労働省より発表

【結果】

○令和3年度から、健診受診医療機関での初回面接を開始した

【課題】

○国の目標値である60%には届いていない

○「第3期特定健康診査等実施計画」の評価項目として挙げている、メタボリックシンドロームの該当者・予備軍の減少率は、全体でみると上昇傾向であり、引き続き減少率の向上を目指していく

イ 生活習慣病の重篤化リスクのある患者への重症化予防

●糖尿病重症化予防事業

	平30	令元	令2	令3	令4	令5
受診勧奨 通知件数(件)	485	337	290	302	401	522
プログラム 参加人数(人)	31	40	26	25	29	30
プログラム 修了人数(人)	29	39	23	23	15	23
参加薬局数(件)	24	15	19	18	24	16

※多摩市国民健康保険データヘルス計画から作成

【結果】

○平成30年度から、地域の薬局の薬剤師が保健指導を行っている

○約90%前後で推移していたプログラム参加者の修了率(参加人数に対する修了人数の割合)が、令和4年度は、約52%と大幅に減少した

○修了率の減少の理由は、主に、期限内に、既定の指導回数(4回以上)が実施できず、個々の参加者が修了者とならなかったことによる

○令和5年度は、市側から委託先への働きかけを積極的に行い、プログラム参加者の修了率は令和4年度と比較して回復した

【課題】

○現在のプログラムは、医療機関受診中の方を対象としているが、今後、医療機関につながっていない方など、より支援が必要な方に事業が提供できるよう、市の対応の充実とともに、事業の達成目標とあわせて、対象者の選定基準や保健指導の内容等についても、検討を続けていく。

●健診異常値放置者受診勧奨

単位：％

	平30	令元	令2	令3	令4	令5
対象者受診勧奨率	23.4	83.3	100	100	100	100
勧奨対象者 医療機関受診率	19.7	23.9	12.9	6.1	35.0	8.8

※多摩市国民健康保険データヘルス計画から作成

【結果】

○令和5年度から、事業委託から保険年金課直営に変更し、これまでの前年度の健診結果をもとにした対象者抽出等を、当該年度の結果に基づき毎月対象者を抽出することで、タイムリーな対応を行った

【課題】

○勧奨通知を送付するだけでなく、その後実際に受診できたかどうか、必要な医療につながったかなど、評価や個別の働きかけなどの取り組みが課題である

ウ 健康に関する正しい知識、情報の普及・啓発

【結果】

○「多摩市国民健康保険特定健康診査等実施計画」や、「多摩市国民健康保険データヘルス計画」で掲げた各保健事業を実施することができた

○現在の多摩市の国保被保険者の健康状態は、年齢構成の影響を調整すると、国や東京都と比較して、健診のリスク項目の該当人数の少なさ、医療費の低さ、多摩市全体の健康寿命の長さなどから、比較的良好な状態にあると考えられる

【課題】

○若い世代からすべての世代での健康意識の向上、生活習慣病の早期発見・早期治療・重症化予防の取り組みが、引き続き課題である

(2)医療費の適正給付

保険給付の適正化の取組みは、国民健康保険財政の健全化が図られるだけでなく、保険者から東京都に納付する国民健康保険事業費納付金の算定には各自治体ごとに年齢構成や疾病構造の違い、医療機関数や病床数の供給体制等を反映した医療費水準が加味されている。そのため、国民健康保険事業費納付金を抑える効果も期待できることから、以下の取組みを進めた。

ア 診療報酬明細書(レセプト)点検の実施

●内容点検1人当たり財政効果額

単位:円

	平30	令元	令2	令3	令4	令5
多摩市国保	1,599	1,564	1,611	1,208	1,505	1,256
東京都平均	1,192	1,368	1,460	1,361	1,487	公表未
30市町村 平均	1,397	1,493	1,464	1,437	1,625	公表未

※「多摩市の国保」から作成

○オンライン資格確認の開始により提供されることとなった国民健康保険の加入期間に健保組合などの加入期間があり二重加入の状態であることの確認ができる資格重複リストを活用し、該当する世帯に向けて資格異動届の申請勧奨を行い、一定期間経過後も届出がない場合は職権により資格喪失処理を行った

○医療機関より請求された医療費の過誤調整は医療機関と事前の調整を行い、再請求先の保険者情報を提供して医療機関から再請求がしやすいようにした

○財政効果額の高いレセプトを集中的に点検するとともに、高額請求分を中心に絞り込み、効率化を図った

○効果額の目標値を定め、毎月進行管理表によりその効果額の達成状況の把握に努める取り組みを実施した

【課題】

○多摩市国保の財政効果額は一定額を確保しているものの、全体平均が向上しているため相対評価では順位が下がってしまうため、公費等を絡めた複合的な点検を他市に先駆ける取り組みが必要である

●資格点検1人当たり財政効果額

単位:円

	平30	令元	令2	令3	令4	令5
多摩市国保	※	557	723	744	747	780
東京都平均	※	720	665	703	731	公表未
30市町村 平均	※	717	636	718	798	公表未

※集計方法の変更により平成30年度なし

○給付割合相違や一部負担金・標準負担額・限度額区分相違、重複のほか、東京都の強化指導に基づき長期高額該当(マル長)レセプトを重点項目とした。必要に応じ医療機関等に確認の上、返戻可能なレセプトの返戻を行った

●第三者行為の把握

単位：千円

	平30	令元	令2	令3	令4	令5
件数	0	1	6	5	32	21
金額(千円)	0	1,044	3,937	36	1,463	388

○交通事故など他人の行為によって生じたケガや病気「以下、第三者行為という」は本来加害者が負担するが、被害者は傷病届を提出することで保険証を使用することができる。ただし、保険者が保険給付の範囲内で本人に代わって損害賠償請求権を代位取得し、加害者に求償するためには状況を把握するために傷病届の提出が義務となっている。

しかしながら、現状は必ずしも傷病届が出されていないのが現状であり、本来ならば加害者に求償できるはずの治療等にかかる費用を、通常の治療として保険者が負担している事例がある。

そこで、診療報酬審査支払機関における1次点検により第三者行為の疑いのあるレセプトを発見した場合は被害者本人にけがや病気の状況確認を行い、医療機関に返戻した

○国保総合システムのチェック機能を活用して効果的かつ効率的な点検を行った

【課題】

○1次点検結果では毎月約170件に及ぶ疑義のあるレセプトが抽出される。全件判定処理が体制上困難なことから、請求点数や負傷部位などを目安に効果的な手法の研究が必要である

イ 柔道整復師等療養費の適正化

	平30	令元	令2	令3	令4	令5
患者調査票 送付件数	1,970	1,598	1,071	1,127	1,027	764
申請書 返戻件数	962	724	482	461	451	438

※2次点検結果報告書より作成

○柔道整復師等に係る療養費の支給申請書は診療報酬審査支払機関で1次点検を行った後に、更なる支給事務適正化の観点から2次点検を実施している。その結果、調査が必要な案件については、患者に調査票を送付し、回答をもとに施術所から提出された支給申請書の内容と突合を行い、疑義のある申請書については施術所に返戻を行い適正化を行った

○加入者には施術所のかかり方について保険加入時に配付する国保のガイドブックをもとに説明した。その中で、療養費支給申請書への署名欄への記入の際には必ず自身で施術された内容を確認した上で署名を行うよう指導した

○患者調査票送付時に「整骨院接骨院へのかかり方」のチラシを同封し、保険適用となる施術について解説するとともに、受領委任払い制度の周知を図った

【課題】

○不正の疑いのある請求を発見した場合、施術所ごとの傾向を分析して実態把握を行う必要がある。施術を受けた患者の権利を守ることを目的に、不正又は著しい不当が認められた場合は受領委任の

取扱いを中止するなど、監督官庁との連携強化を進める必要がある

ウ ジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用促進

	平30	令元	令2	令3	令4	令5
差額通知数(人)	3,958	3,072	4,569	4,005	4,135	3,278
普及率 (数量ベース)%	74.5	77.6	79.0	78.1	80.1	80.9
削減効果額(千円)	2,573	1,913	3,175	2,206	2,506	1,922

※多摩市国民健康保険データヘルス計画から作成

○ジェネリック医薬品差額通知を行い、被保険者への情報提供を行うとともに、切り替えへの意識の醸成を図った

○令和5年度のジェネリック医薬品普及率(数量ベース)は80.9%であり、目標値である80%を達成した

【課題】

○全国的な流通不足などの社会情勢を鑑みながら、必要に応じて通知発送を行う対象者を絞るなど、より効果的な方法を考える必要がある

(3)財源の確保

一般会計からの法定外繰入を行うことは、給付と負担の関係が不明確となるほか、国保加入者以外の住民にも負担を求めることになるため、決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入等の解消・削減すべき赤字について、計画的・段階的な解消が図られるよう取り組む必要があることから、納税環境の整備、口座振替の促進、滞納処分の強化等による収納率の向上に向けた取り組みや、保険税率の見直しなどを進め、一般会計繰入金(法定外)の抑制に努めてきた。

ア 納税環境の整備

●各納付方法利用状況

単位(千円)千円未満切捨

	平30	令元	令2	令3	令4	令5
金融機関窓口	847,466	808,908	748,782	586,143	442,340	267,588
コンビニ納付	419,167	430,875	459,081	540,917	687,780	606,238
MPN 払い	382,240	391,784	443,017	463,969	464,821	427,681
スマホ決済※		227	6,394	48,713	87,071	45,432
地方税共通納税						191,226

※スマホ決済額の集計は、令和5年度から地方共通納税に一部含まれる。

【結果】

○休日納税相談を引き続き行い、平日来庁ができない納税者の利便性に配慮した。

○令和元年9月よりスマホ決済対応、令和3年11月から滞納分のコンビニ収納対応を開始した。

○令和5年6月より地方税お支払いサイトによる納付を開始し、納付書に QR コード(※1)を印字することで、様々なスマートフォンアプリのほか、地方税お支払いサイトでのクレジットカード等による納付や全国の地方税統一 QR コード対応金融機関での納付に対応できるようになった。

イ 口座振替の推進

単位：％

	平30	令元	令2	令3	令4	令5
口座振替世帯割合	37.6	36.7	36.4	36.8	37.7	37.6
26市平均割合	28.17	28.59	28.59	28.46		

【結果】

○窓口等に口座振替案内のポスター掲示、納税通知書への口座振替依頼書を同封、納税相談時に口座振替による納期内納付の指導徹底を行った。

○令和4年4月から、WEB 上での口座振替受付サービスを開始した。

○令和4年度に口座振替キャンペーンを実施した。期間内に口座振替登録をした方を対象として、ギフトカードをプレゼントするキャンペーンを行った。

【課題】

○WEB 上での口座振替受付サービスの対応銀行が3行のみであり、利用実績の多い銀行が網羅されていない。

○国民健康保険への加入時に、各出張所では口座振替登録に対応していない。

○口座振替はネット銀行には対応していない。

○国保加入時に口座振替登録の案内を徹底していくべきである。

ウ 滞納処分の強化

年度	差押		債権取立	
	債権(件)	不動産(件)	件数	金額(円)
平 30	82	8	250	12,829,496
令元	91	11	60	8,553,589
令2	235	11	241	11,505,307
令3	59	0	225	11,882,928
令4	89	1	128	6,937,685
令5	76	0	118	2,090,402

※債権とは預貯金、給与、生命保険解約返戻金など ※「多摩市の国保」から作成

○令和3年度から徴収部門との連携強化により、合同の滞納処分を実施した。

【結果】

○財産調査により預貯金および給与等の債権を中心とした差押を実施した。

○令和6年度から、預貯金等電子化照会サービスを導入した。

【課題】

○自主納付を一定期間待つ、若しくは分納中心とした徴収により、滞納処分が遅れていることで差押件数を増やすことができていない。

○収納・滞納整理業務を同じ担当内で行う体制により、滞納整理業務への注力が難しいため、令和8年度から市税との徴収業務の一元化を行う予定に向け、準備を行っている。

エ 収納率の向上

●現年分収納率の推移

単位：％

年度	全国平均	東京都平均	23区平均	26市平均	多摩市
平30	92.85	88.55	86.83	93.82	94.24
令元	92.92	88.92	87.33	93.70	93.52
令2	93.69	90.26	88.76	94.54	94.83
令3	94.24	91.43	90.09	95.26	95.41
令4					95.57
令5					95.79

●滞納繰越分収納率の推移

単位：％

年度	全国平均	東京都平均	23区平均	26市平均	多摩市
平30	23.04	29.57	28.49	33.86	30.38
令元	23.79	30.80	30.19	33.40	30.76
令2	24.27	28.02	26.66	34.03	40.01
令3	23.72	29.15	27.85	35.07	32.88
令4					24.33
令5					21.49

※現年分・滞納繰越分ともに国民保険事業年報より作成

【結果】

○東京都の目標を踏まえて、現年度収納率向上に重点を置いて取り組んだ

○令和3年度から滞納処分執行停止処分を計画的に行っている

【課題】

○社会保険に加入していることが確認できていても、本人による資格喪失手続きがされないと、調定額として残るケースがある

○今後、社会保険適用拡大やマイナ保険証一本化により本人から資格喪失手続きが適切にされないケースの増加が予想される

○居所不明者の調査が遅れており、早期に実施する必要がある

オ 保険税率の見直し

●保険税率と標準保険料率の推移

単位：所得割(%)、均等割(円)

年度		医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
		所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
平 30	保険税率	5.08	26,000	1.63	11,000	1.47	10,700
	標準保険料率	6.41	36,458	2.28	12,893	1.88	13,990
令元	保険税率	5.27	26,500	1.71	11,000	1.52	11,200
	標準保険料率	6.26	36,213	2.32	13,286	1.86	13,860
令2	保険税率	5.48	27,600	1.78	11,400	1.58	11,600
	標準保険料率	6.61	38,561	2.42	13,856	2.17	15,971
令3	保険税率	5.48	27,600	1.78	11,400	1.58	11,600
	標準保険料率	6.80	39,966	2.52	14,439	2.57	18,755
令4	保険税率	5.59	28,200	1.82	11,600	1.62	11,800
	標準保険料率	7.53	44,395	2.45	13,996	2.46	17,867
令5	保険税率	5.59	28,200	1.82	11,600	1.62	11,800
	標準保険料率	8.08	48,363	2.75	15,950	2.40	17,550

※「多摩市の国保」等から作成

【結果】

○東京都から示される標準保険料率(赤字とにならないための保険料(税)率)を参考に毎年、多摩市国民健康保険運営協議会へ諮問し、税率等を見直した

○改定率は、第 2 期指針により前年度比 4%増を基本とした

○しかし、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響による市民生活の厳しい状況を勘案した運営協議会の答申を踏まえ、令和元年度、令和2年度については、指針に基づいた4%増を実施したが、令和3年度及び令和5年度は改定を見送り、令和4年度は2%増とした

【課題】

○平成 30 年度から令和 5 年度の 5 年間で、例えば医療分の所得割税率は 5.08%から 5.59%と 10.04%の見直しを実施しているが、標準保険料率は 6.41%から 8.08%と 26.05%上昇しており、乖離が大きくなっているため、結果として法定外繰入額が減少していない

カ 決算補填等目的の法定外一般会計繰入金の計画的・段階的削減

一般会計繰入金のうち決算補填等目的の法定外繰入金については、平成 30 年度以降、15 年間を目途に削減することを目指した。

●法定外一般会計繰入金の推移

単位：千円

年度	法定外繰入額 A	歳入決算額 B	法定外繰入の割合 A/B(%)
平30	929,714	16,124,846	5.76
令元	794,270	15,773,494	5.03
令 2	606,755	14,982,800	4.04
令 3	765,968	15,821,268	4.84
令 4	963,133	16,277,073	5.91
令 5	1,413,142	15,559,841	9.08

※国民健康保険事業年報から作成

【結果】

○国保加入世帯の平均所得(課税対象所得割額÷年度平均世帯数)は、第 2 期指針の対象期間である平成30年度から令和5年度において 133～137 万円で推移しているが、コロナ禍の影響により、令和 3 年度(令和 2 年中所得)は、126 万円台となり、所得の減少が見られた。このため、令和3年度の保険税は前年度比で、世帯数が 1.3%の減に対し、収入額は 3.0%の減となっている(なお、税率は変更なく、徴収率は微増)

○前項「保険税率と標準保険料率の推移」の課題にもあるとおり、標準保険料率との乖離が大きくなり、令和4年度、令和5年度の法定外繰入額は963百万円、1,413 百万円と平成 30 年度と比較し増加している

○被保険者数は後期高齢者医療制度への移行や社会保険適用拡大等の影響により毎年千人程度減少している。一方で 1 人当たり医療費は 6 年で約 10%増加した

○医療費の増加や国・東京都による激変緩和措置の段階的縮小、支援金の増加により、国保事業費納付金の上昇は 6 年で約 4%増、約 1 億 8 千万円増加した

【課題】

○法定外繰入に頼らない保険税収入の確保を進め、国保事業費納付金の財源を確保することが喫緊の課題である

○「第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針」では平成30年度から15年間を目途に削減することを目標としたが、感染症拡大の影響や物価高騰など不測の事態により税率改定を計画どおり進めることができなかった

○国の保険料水準統一に向けた加速化プランや東京都国民健康保険運営方針を踏まえ、引き続き計画的・段階的な保険税率の改定を進める必要がある